

一般名処方加算の対象となる製品について

●下記薬剤は一般名処方加算の対象となります。

出典：厚労省ホームページ

処方箋に記載する一般名処方の標準的な記載（一般名処方マスタ）について
（令和 7 年4月 1 日適用）の一般名処方マスター一覧に記載されている製品



https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/shohosen_250401.html

（参考）一般名処方加算について

一般名処方加算1（10 点）

後発医薬品のある全ての医薬品（2品目以上の場合に限る。）が一般名処方されている場合に算定可能

一般名処方加算2（8点）

1 品目でも一般名処方されている場合に算定可能

製品名			一般名処方 加算対象
ステロイド外用薬	Strongest	クロベタゾールプロピオン酸エステル軟膏 0.05%「イワキ」	加算1、2
		クロベタゾールプロピオン酸エステルローション 0.05%「イワキ」	加算1、2
		クロベタゾールプロピオン酸エステル軟膏 0.05 %「MYK」	加算1、2
		クロベタゾールプロピオン酸エステルクリーム 0.05 %「MYK」	加算1、2
		クロベタゾールプロピオン酸エステルローション 0.05 %「MYK」	加算1、2
	Very Strong	デルモゾール DP 軟膏 0.064%	加算1、2
		デルモゾール DP クリーム 0.064%	加算1、2
		デルモゾール DP ローション 0.064%	加算1
	Strong	ベタメタゾン吉草酸エステル軟膏 0.12%「イワキ」	加算1、2
		ベタメタゾン吉草酸エステルローション 0.12%「イワキ」	加算1、2
	Medium	クロベタゾン酪酸エステル軟膏 0.05%「イワキ」	加算1、2
		スピラゾン軟膏 0.3%	加算1、2
		スピラゾンクリーム 0.3%	加算1、2
		デキサメタゾン軟膏 0.1%「イワキ」	加算1
		デキサメタゾンクリーム 0.1%「イワキ」	加算1
		デキサメタゾンローション 0.1%「イワキ」	加算1

製品名		一般名処方 加算対象
抗真菌外用薬	クロトリマゾールクリーム 1%「イワキ」	加算1、2
	ケトコナゾールクリーム 2%「イワキ」	加算1、2
	テルビナフィン塩酸塩クリーム 1%「イワキ」	加算1、2
	テルビナフィン塩酸塩外用液 1%「イワキ」	加算1、2
	ニゾラル®ローション 2%	加算1、2
	ビホナゾールクリーム 1%「イワキ」	加算1、2
	ビホナゾール外用液 1%「イワキ」	加算1
	ルリコナゾール軟膏 1%「イワキ」	加算1、2
	ルリコナゾールクリーム 1%「イワキ」	加算1、2
その他の外用薬	亜鉛華(10%)単軟膏「コザカイ・M」	加算1
	アダパレンゲル 0.1%「イワキ」	加算1、2
	クリンダマイシンリン酸エステルゲル 1%「イワキ」	加算1、2
	セチルピリジニウム塩化物トローチ 2mg「イワキ」	加算1
	タクロリムス軟膏 0.1%「イワキ」	加算1、2
	トリゾン消毒液 10%「YI」	加算1
	ネオヨジンシュガーパスタ軟膏	加算1、2
	ビダラビン軟膏 3%「イワキ」	加算1、2
	ポビドンヨード外用液 10%「イワキ」	加算1、2
	ポビドンヨードゲル 10%「イワキ」	加算1、2
	マキサカルシトール軟膏 25 μ g/g「イワキ」	加算1、2
内用薬	エピナスチン塩酸塩錠 10mg「イワキ」	加算1、2
	エピナスチン塩酸塩錠 20mg「イワキ」	加算1、2
	セチリジン塩酸塩 5mg「イワキ」	加算1、2
	セチリジン塩酸塩錠 10mg「イワキ」	加算1、2
	テルビナフィン錠 125mg「イワキ」	加算1、2
	バラシクロビル錠 500mg「イワキ」	加算1、2
	ピコスルファートナトリウム内用液 0.75%「イワキ」	加算1、2
	ピリドキサル錠 10mg「イセイ」	加算1
	レボセチリジン塩酸塩錠 5mg「JG」	加算1、2
	レボフロキサシン錠 250mg「イワキ」	加算1、2
	レボフロキサシン錠 500mg「イワキ」	加算1、2

以上